

平成24年 7月31日 新宿区環境基本計画推進本部決定

平成29年 4月 1日 新宿区環境基本計画推進本部改正

令和 2年 7月27日 新宿区環境基本計画推進本部改正

## 新宿区電力の調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新宿区が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、新宿区における温室効果ガス等の排出の削減を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、新宿区が行う電力を調達するための契約の競争入札に係る入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けた事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境への配慮の状況について、第4条に規定する環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達をいう。

### (対象組織等)

第3条 この方針は、競争入札により電力を調達する新宿区の全ての機関に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況

### (評価)

第5条 区長は、別表に規定する基準に従い、前条に規定する環境評価項目の評価を行うものとする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は、前条の規定による評価における評価点の合計が70点以上であることとする。

(方針の見直し)

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第8条 この方針により定めるもののほか、この方針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年7月27日から施行する。

別表（第5条関係）

新宿区環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：t-CO <sub>2</sub> /千kWh） ※1	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上	30
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	7.5%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%以上 2.50%未満	5
	活用していない	0

※1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づき、各小売電気事業者から提出された「エネルギー状況報告書」における「特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量（1kWh当たり）及びその抑制に係る措置の進捗状況」の調整後CO<sub>2</sub>排出係数をいう。

※2 未利用エネルギー活用状況とは、環境確保条例に基づき、各小売電気事業者から提出された「エネルギー状況報告書」における「未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給に係る措置の進捗状況」の利用率をいう。

※3 再生可能エネルギー導入状況とは、環境確保条例に基づき、各小売電気事業者から提出された「エネルギー状況報告書」における「再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の利用量の割合」の利用率をいう。

（注）「前年度」を原則とするが、本基準を適用する際に「前年度」の数値が公表されていない場合は、その時点で取得できる最新の数値とする。